

社会福祉法人永寿会

指定介護老人福祉施設ほのぼの荘指定短期入所生活介護事業及び 指定介護老人福祉施設ほのぼの荘指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人永寿会が開設する指定介護老人福祉施設ほのぼの荘（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定短期入所生活介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定短期入所生活介護事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ほのぼの荘
- 二 所在地 前橋市金丸町252-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤職員）
管理者は、事業所の従業者の管理、指定短期入所生活介護等の利用申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
- 二 嘱託医師 1人

医師は、利用者の健康状態を確認し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

三 生活相談員 1人（兼務）

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に応じ、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

四 看護職員 4人以上（兼務）

看護職員は、利用者の健康状態の確認及び保健衛生上の指導や看護を行う。

五 介護職員 23人以上（兼務）

介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。

六 管理栄養士 1人以上（兼務）

栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

七 機能訓練指導員 1人（兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

八 事務職員 3人以上（兼務）

事務職員は、必要な事務を行う。

（利用定員）

第5条 指定短期入所生活介護等の利用定員は、12人とする。

（指定短期入所生活介護等の内容）

第6条 指定短期入所生活介護等の内容は、次のとおりとする。

一 食事の提供

二 入浴

三 機能訓練

四 レクリエーション

五 健康状態の確認

六 生活相談

七 送迎

八 その他日常生活に必要な支援及び介助

（利用料等）

第7条 指定短期入所生活介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

一 食費 朝食360円、昼食600円、夕食500円（1日3食1, 460円）

二 滞在費 1日当たり 従来型個室1, 171円、多床室855円

三 利用者が選定する特別な食事を提供した場合の利用料 実費

四 理美容代 実費

- 五 日常生活に要する費用のうち、利用者に負担させることが適當と認められる費用 実費
- 3 次条に規定する通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- 一 片道おおむね 10 キロメートル未満 300 円
 - 二 片道おおむね 10 キロメートル以上 20 キロ未満 500 円
 - 三 片道おおむね 20 キロメートル以上 1,000 円
- 4 前項各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、前橋市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次の点に留意するものとする。

- 一 主治の医師から指示事項等がある場合は、管理者又は従業者に申出すること。
- 二 体調不良等により指定短期入所生活介護等の利用に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止すること。
- 三 ほかの利用者の迷惑になるようなことはしない。
- 四 第11条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

（緊急時等における対応方法）

第10条 従業者は、指定短期入所生活介護等を提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又は協力医療機関へ連絡する等の措置を講ずるものとする。

（非常災害対策と業務継続計画の策定）

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため等の計画を策定し、従業者に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。また、事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行わなければならない。

（その他運営についての重要事項）

第12条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内

二 継続研修 年4回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 従業者は、施設サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録する。
- 5 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - 一 虐待の防止に関する責任者の選定、指針の整備
 - 二 成年後見制度の利用支援
 - 三 苦情解決体制の整備
 - 四 従業員に対する虐待の防止を啓発普及するための研修の実施
- 5 事業所は、サービスの提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人永寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成29年10月1日から施行する。
- この一部を改定する規程は平成30年4月1日より実施する。
- この一部を改定する規程は平成31年4月1日より実施する。
- この一部を改定する規程は令和1年10月1日より実施する。
- この一部を改定する規程は令和2年 4月1日より実施する。
- この一部を改定する規程は令和3年 4月1日より実施する。
- この一部を改定する規程は令和4年 4月1日より実施する。
- この一部を改定する規程は令和5年 4月1日より実施する。
- この一部を改定する規程は令和6年 4月1日より実施する。